

【公表用】

諮問番号：令和6年度諮問第3号

答申番号：令和7年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、令和5年度第4期固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）督促処分、令和6年度固定資産税等賦課処分及び令和6年度第1期固定資産税等督促処分に対する部分については、棄却するのが相当である。

第2 事案の概要

審理関係人により提出された審査請求書、弁明書等の書面及び証拠書類等により認められる事案の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、令和5年度及び令和6年度固定資産税等（以下「本件固定資産税等」という。）の賦課期日である各年度の初日の属する年の1月1日時点において、別紙物件目録記載の不動産（以下「本件不動産」という。）について登記簿に所有者として登記されていた者であった。
- 2 処分庁は、審査請求人に対し、本件固定資産税等について、別紙納期限「賦課期日」欄記載の各日を賦課期日として、別紙納期限「期別」欄記載の各期ごとに別紙納期限「税額」欄記載の各税額の賦課決定処分（令和5年度賦課処分及び令和6年度賦課処分）（以下「本件賦課処分」という。）を行い、別紙納期限「納税通知書送付日」欄記載の各日に本件賦課処分に係る納税通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、令和5年度第4期及び令和6年度第1期の各固定資産税等について、別紙納期限「納期限」欄記載の各納期限までに納付しなかった。

【公表用】

そこで、処分庁は、審査請求人に対し、令和５年度第４期及び令和６年度第１期の固定資産税等について、別紙納期限「督促状送付日」欄記載の各日に督促状を送付したが、審査請求人は、各発送日から起算して１０日を経過した日までに納付しなかった。

- ４ 審査請求人は、別紙納期限「納付状況」欄記載のとおり令和５年度第４期及び令和６年度第１期の固定資産税等並びに別紙納期限「令和６年６月１３日時点 延滞金」欄記載のとおり令和５年度第４期の固定資産税等に係る延滞金（以下「本件滞納金」という。）を納付しなかった。

第３ 審理関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張

国が審査請求人に対して賦課した国税は過大であるところ、その超過額は、審査請求が不適法により却下とされたものに係る賦課及び督促処分、令和６年度賦課処分、令和５年度第４期及び令和６年度第１期督促処分（以下「本件督促処分」という。）に係る本件固定資産税等の額である本税■■万■■■■円及び延滞金■万■■■■円の合計額を上回ることから実質上成立しない。

したがって、令和６年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分は取り消されるべきである。

２ 処分庁の主張

- (1) 令和５年度第４期固定資産税等督促処分、令和６年度賦課処分及び令和６年度第１期督促処分については、いずれも納税通知書の送付、各納期限までに完納されなかったことによる督促状の送付を地方税法（昭和２５年法律２２６号）、市川市税条例（昭和２９年条例１２号。以下「市税条例」という。）及び市川市都市計画税条例（昭和３１年条例１７号。以下「都市計画税条例」という。）の各法令に基づき適正に行われたものであって、審査請求人の主張に理由はない。

【公表用】

したがって、本件審査請求のうち、令和５年度第４期固定資産税等督促処分、令和６年度賦課処分及び令和６年度第１期督促処分の取消しを求める部分は、棄却されるべきである。

第４ 審理員意見の要旨

本件審査請求のうち、令和５年度第４期固定資産税等督促処分、令和６年度固定資産税等賦課処分及び令和６年度第１期固定資産税等督促処分に対する部分については、理由がないから、行政不服審査法第４５条２項の規定により、棄却されるべきである。

第５ 本件審査の対象

本件における審査の対象は、令和６年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分に係る手続きが違法又は不当か否か、である。

第６ 調査審議の経過

令和６年１２月２５日 審査庁から諮問受理

令和７年１月２９日 第１回審議

令和７年３月１９日 第２回審議

第７ 審査会の判断

- １ 令和６年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分に係る本件審査請求について

- (１) 法令等の規定について

固定資産税等は、賦課期日である当該年度の初日の属する年の１月１日において固定資産の所有者（土地又は家屋については登記簿に所有者として登記されている者）が納税義務者となり（地方税法３４３条１項、２項、

【公表用】

359条、702条1項、702条の6、市税条例54条1項、66条、都市計画税条例2条1項、2項、4条）、当該固定資産所在の市町村が、普通徴収の方法により賦課徴収を行い（地方税法342条1項、364条1項、702条の8第1項）、市町村は、納税通知書等を納税者に交付して行う（地方税法1条1項7号、364条2項ないし9項、702条の8第5項、市税条例69条、都市計画税条例6条）。

そして、納税者が納期限までに固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない（地方税法371条1項、702条の8第1項。ただし、20日以内という点は訓示規定（徳島地裁昭和30年12月27日判決・行集6巻12号2887頁））。

(2) 令和6年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分について

令和6年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分については、上記第2のとおり、処分庁は、令和5年度及び令和6年度固定資産税等の賦課期日において本件不動産を所有していた納税義務者である審査請求人に対し納税通知書を送付したこと、それらの固定資産税等の各納期限までに審査請求人による完納がなかったことを受けて本件督促処分に係る督促状を審査請求人に送付したことが認められる。

以上の処分は、上記第7・1(1)の法令等の規定に沿ったものであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、国が審査請求人に対して賦課した国税は過大であるところ、その超過額は、審査請求が不適法により却下とされたものに係る賦課及び督促処分、令和6年度賦課処分、令和5年度第4期及び令和6年度第1期督促処分に係る本件固定資産税等の額である本税■■万■■■■円及び延

【公表用】

滞金■万■■■■円の合計額を上回ることから実質上成立しないなどと主張する。

審査請求人がいう「国が審査請求人に対して賦課した国税」の有無、内容は不明であるが、国税について過誤納付があった事実は何ら立証されていないし、仮にそれがあったとしても、課税主体が異なる地方税である固定資産税等に影響を及ぼすとは考えられない。

- (4) 以上から、令和6年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分に違法又は不当な点はない。

2 教示について

審査請求人は、本件審査請求に係る各処分について教示（行審法82条1項）はなかったとしている。（令和6年8月26日付け補正書）

この点、処分庁においては、本件審査請求に係る各処分に用いる納税通知書や督促状は様式が定まっており、当該様式には行審法が定める教示が記載されている。

そして、処分庁は、本件審査請求に係る各処分を上記納税通知書や督促状の様式により行っている以上、審査請求人に対する納税通知書や督促状には上記教示が記載されていたことが認定でき、これを覆すに足りる証拠はない。

以上から、本件審査請求に係る各処分についての教示はあったと認められる。

第8 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、令和6年度固定資産税等賦課処分及び本件督促処分の取消しを求める部分は行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

以上

【公表用】

令和7年3月19日

市川市行政不服審査会

委 員 土井 智雄

委 員 多賀 亮介

委 員 草開 文緒